【添付書類一覧（配偶者）】

<table>
<tr><th>申請対象者
（扶養に入れる方）</th><th>増加理由</th><th colspan="3">異動届提出時の状況</th><th>参照先</th></tr>
<tr><td rowspan="8">配偶者</td><td rowspan="8">結　婚</td><td rowspan="4">被保険者と申請対象者
（扶養に入れる方）は
同居している</td><td rowspan="2">申請対象者（扶養に入れる方）は収入がある</td><td>申請対象者（扶養に入れる方）は
過去１年以内に現勤務先以外の勤務歴がある</td><td>配偶者１</td></tr>
<tr><td>申請対象者（扶養に入れる方）は
過去１年以内に現勤務先以外の勤務歴はない</td><td>配偶者２</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請対象者（扶養に入れる方）は収入がない</td><td>申請対象者（扶養に入れる方）は
過去１年以内に勤務歴がある</td><td>配偶者３</td></tr>
<tr><td>申請対象者（扶養に入れる方）は
過去１年以内に勤務歴はない</td><td>配偶者４</td></tr>
<tr><td rowspan="4">被保険者と申請対象者
（扶養に入れる方）は
別居している</td><td rowspan="2">申請対象者（扶養に入れる方）は収入がある</td><td>申請対象者（扶養に入れる方）は
過去１年以内に現勤務先以外の勤務歴がある</td><td>配偶者５</td></tr>
<tr><td>申請対象者（扶養に入れる方）は
過去１年以内に現勤務先以外の勤務歴はない</td><td>配偶者６</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請対象者（扶養に入れる方）は収入がない</td><td>申請対象者（扶養に入れる方）は
過去１年以内に勤務歴がある</td><td>配偶者７</td></tr>
<tr><td>申請対象者（扶養に入れる方）は
過去１年以内に勤務歴はない</td><td>配偶者８</td></tr>
</table>

添付書類フローへ戻る

	同　居	申請対象者（扶養に入れる方）は収入がある	申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に現勤務先以外の勤務歴がある	配偶者９
			申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に現勤務先以外の勤務歴はない	配偶者 10
		申請対象者（扶養に入れる方）は収入がない	申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に勤務歴がある	配偶者 11
			申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に勤務歴はない	配偶者 12

添付書類フローへ戻る

配偶者	離　職	被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している	申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給予定	配偶者 13
			申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給資格なし	配偶者 14
			申請対象者は（扶養に入れる方）雇用保険受給放棄	配偶者 15
			申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給延長中	配偶者 16
			申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険未加入	配偶者 17
			申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給中（基本日額 3,611 円以下）	配偶者 18
		被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している	申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給予定	配偶者 19
			申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給資格なし	配偶者 20
			申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給放棄	配偶者 21
			申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給延長中	配偶者 22
			申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険未加入	配偶者 23
			申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給中（基本日額 3,611 円以下）	配偶者 24
	勤務先変更による収入減少	被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している		配偶者 25
		被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している		配偶者 26
	同一勤務先での契約変更による収入減少	被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している		配偶者 27
		被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している		配偶者 28
	雇用保険受給終了	被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している	申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がある	配偶者 29
			申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がない	配偶者 30
		被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している	申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がある	配偶者 31
			申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がない	配偶者 32

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者１	結　婚	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している（同居日が入籍日より前） ・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がある ・申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に現勤務先以外の勤務歴がある	**●健康保険被扶養者認定申請書** **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※入籍日より 5 営業日以内に健康保険組合に受付されるようすべての書類を提出できる場合（5 営業日以内に提出された場合でも戸籍謄本（本書）の提出がない場合は受付日が認定日となります。） ※取得に時間がかかる場合は、婚姻届受理証明書（写）を提出し、後日戸籍謄本（本書）を提出 ※3 か月以内に交付されたもの **●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕** ※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 **●1 年以内に離職したすべての勤務先についての以下の書類** ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者２	結　婚	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している（同居日が入籍日より前） ・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がある ・申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に現勤務先以外の勤務歴はない	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※入籍日より 5 営業日以内に健康保険組合に受付されるよう提出できる場合（５営業日以内に提出された場合でも戸籍謄本（本書）の提出がない場合は受付日が認定日となります。） ※取得に時間がかかる場合は、婚姻届受理証明書（写）を提出し、後日戸籍謄本（本書）を提出 ※3 か月以内に交付されたもの **●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）** ※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者３	結　婚	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している（同居日が入籍日より前） ・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がない ・申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に勤務歴がある	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された３か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※入籍日より５営業日以内に健康保険組合に受付されるよう提出できる場合（５営業日以内に提出された場合でも戸籍謄本（本書）の提出がない場合は受付日が認定日となります。） ※取得に時間がかかる場合は、婚姻届受理証明書（写）を提出し、後日戸籍謄本（本書）を提出 ※3 か月以内に交付されたもの **●1 年以内に離職したすべての勤務先についての以下の書類** ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 4	結　婚	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している（同居日が入籍日より前） ・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がない ・申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に勤務歴はない	●**健康保険被扶養者認定申請書** **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※入籍日より 5 営業日以内に健康保険組合に受付されるよう提出できる場合（５営業日以内に提出された場合でも戸籍謄本（本書）の提出がない場合は受付日が認定日となります。） ※取得に時間がかかる場合は、婚姻届受理証明書（写）を提出し、後日戸籍謄本（本書）を提出 ※3 か月以内に交付されたもの **●直近の所得証明書（本書）、非課税証明書（本書）等無収入であることが確認できる書類**

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 5	結　婚	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がある ・申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に現勤務先以外の勤務歴がある	**●健康保険被扶養者認定申請書** **●被保険者の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの **●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※3 か月以内に交付されたもの **●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕** ※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 **●1 年以内に離職したすべての勤務先についての以下の書類** ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） **●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績６か月分** ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 6	結　婚	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がある ・申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に現勤務先以外の勤務歴はない	●健康保険被扶養者認定申請書 **●被保険者の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの **●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※3 か月以内に交付されたもの **●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕** ※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） **●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績６か月分** ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 7	結　婚	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がない ・申請対象者（扶養に入れる方）は過去 1 年以内に勤務歴がある	**●健康保険被扶養者認定申請書** **●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※3 か月以内に交付されたもの **●1 年以内に離職したすべての勤務先についての以下の書類** ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） 申請時前 1 年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績６か月分** ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 8	結　婚	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がない ・申請対象者（扶養に入れる方）は過去 1 年以内に勤務歴はない	●健康保険被扶養者認定申請書 **●被保険者の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの **●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※3 か月以内に交付されたもの **●直近の所得証明書（本書）、非課税証明書（本書）等無収入であることが確認できる書類** **●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績６か月分** ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 9	同　居	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している（同居日が入籍日より後） ・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がある ・申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に現勤務先以外の勤務歴がある	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※住民票で被保険者からみた申請対象者（扶養に入れる方）の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕** ※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 **●1 年以内に離職したすべての勤務先についての以下の書類** ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 10	同　居	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している（同居日が入籍日より後） ・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がある ・申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に現勤務先以外の勤務歴はない	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された３か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕** ※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）
配偶者 11	同　居	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している（同居日が入籍日より後） ・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がない ・申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に勤務歴がある	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された３か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●１年以内に離職したすべての勤務先についての以下の書類** ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 12	同　居	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している（同居日が入籍日より後） ・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がない ・申請対象者（扶養に入れる方）は過去１年以内に勤務歴はない	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●直近の所得証明書（本書）、非課税証明書（本書）等無収入であることが確認できる書類**

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 13	離　職	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給予定	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **〔前職が公務員以外〕** **★離職票１、２（写）** **〔前職が公務員〕** **★失業者退職手当受給資格者証（両面写）** ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出 ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（両面写）〔前職が公務員〕** ※手続きが終了していない場合は後日提出 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） **※基本日額 3,612 円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。**

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 14	離　職	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給資格なし	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された3か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **〔前職が公務員以外〕** **★離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）** **〔前職が公務員〕** **★失業者退職手当受給資格者証（本書）または** 当健保組合所定様式の退職証明書**（本書）** ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出 ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 15	離　職	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給放棄	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **〔前職が公務員以外〕** **★離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）** **〔前職が公務員〕** **★失業者退職手当受給資格者証（本書）** ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出 ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 16	離職	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給延長中	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書の写し）** ※異動届の提出時にハローワークにて受給延長のゴム印が押印された離職票１、２（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕の提出ができる場合は不要 **〔前職が公務員以外〕** **★離職票１、２（本書）** **〔前職が公務員〕** **★失業者退職手当受給資格者証（本書）** **…ハローワークにて受給延長の手続き後、ゴム印が押印された★のどちらかの書類を提出** ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 17	離　職	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険未加入	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **〔前職が公務員以外〕** **★当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）** **〔前職が公務員〕** **★当健保組合所定様式の退職証明書（本書）** ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出 ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 18	離　職	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給中 【基本日額 3,611 円以下】	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **〔前職が公務員以外〕** **●雇用保険受給資格者証（両面写）** **〔前職が公務員〕** **●失業者退職手当受給資格者証（両面写）** ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 19	離　職	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給予定	●健康保険被扶養者認定申請書 **●被保険者の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの **●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※3 か月以内に交付されたもの **〔前職が公務員以外〕★離職票１、２（写）** **〔前職が公務員〕★失業者退職手当受給資格者証（両面写）** ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出 ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（両面写）〔前職が公務員〕** ※手続きが終了していない場合は後日提出 **●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績６か月分** ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日随時提出 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） **※基本日額 3,612 円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。**

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 20	離　職	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給資格なし	**●健康保険被扶養者認定申請書** **●被保険者の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの **●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※3 か月以内に交付されたもの **〔前職が公務員以外〕** **★離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）** **〔前職が公務員〕** **★失業者退職手当受給資格者証（本書）または当健保組合所定様式の退職証明書（本書）** ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出 ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績６か月分** ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 21	離　職	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給放棄	●健康保険被扶養者認定申請書 **●被保険者の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの **●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーは不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※3 か月以内に交付されたもの **〔前職が公務員以外〕** **★離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）** **〔前職が公務員〕** **★失業者退職手当受給資格者証（本書）** ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出 ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績６か月分** ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 22	離　職	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給延長中	●健康保険被扶養者認定申請書 **●被保険者の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの **●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※3 か月以内に交付されたもの **●離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書の写し）** ※異動届の提出時にハローワークにて受給延長のゴム印が押印された離職票１、２（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕の提出ができる場合は不要 **〔前職が公務員以外〕★離職票１、２（本書）** **〔前職が公務員〕★失業者退職手当受給資格者証（本書）** **…ハローワークにて受給延長の手続き後、ゴム印が押印された★のどちらかの書類を提出** ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または 失業者退職手当受給資格者証（本書） **●申請対象者(扶養に入れる方)に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書(写)直近実績６か月分** ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 23	離　職	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険未加入	●健康保険被扶養者認定申請書 **●被保険者の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの **●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※3 か月以内に交付されたもの **〔前職が公務員以外〕** **★当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）** **〔前職が公務員〕** **★当健保組合所定様式の退職証明書（本書）** ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出 ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●申請対象者(扶養に入れる方)に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書(写)直近実績６か月分** ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 24	離　職	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給中 【基本日額 3,611 円以下】	●健康保険被扶養者認定申請書 **●被保険者の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの **●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※3 か月以内に交付されたもの **〔前職が公務員以外〕●雇用保険受給資格者証（両面写）** **〔前職が公務員〕●失業者退職手当受給資格者証（両面写）** ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） **●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績６か月分** ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 25	勤務先変更 による 収入減少	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員分の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕** ※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 **【前職で雇用保険加入していた場合】** **★離職票１、２（本書）　★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）** **★雇用保険受給資格者証（本書）** ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日上記★のいずれか１点の書類を提出 **【前職で雇用保険未加入だった場合】** **〔前職が公務員以外〕★当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）** **〔前職が公務員〕★当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または** **失業者退職手当受給資格者証（本書）** ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日上記★のどちらかの書類を提出 ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または 失業者退職手当受給資格者証（本書） **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 26	勤務先変更による収入減少	・被保険者と申請対象者(扶養に入れる方)は別居している	●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者の住民票（本書）※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの ●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書） ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 ●戸籍謄本（本書）※3 か月以内に交付されたもの ●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 【前職で雇用保険加入していた場合】 ★離職票１、２（本書）　★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ★雇用保険受給資格者証（本書） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日上記★のいずれか１点の書類を提出 【前職で雇用保険未加入だった場合】 〔前職が公務員以外〕★当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） 〔前職が公務員〕★当健保組合所定様式の退職証明書（本書)または失業者退職手当受給資格者証（本書） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日上記★のどちらかの書類を提出 ※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） ●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績６か月分 ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類 ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 27	同一勤務先での契約変更による収入減少	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔変更後〕** ※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 **【雇用契約変更前は雇用保険に加入していた場合】** **★離職票１、２（本書）　★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）** **★雇用保険受給資格者証（本書）★失業者退職手当受給資格者証（本書）** ※雇用契約変更により雇用保険の資格が喪失した場合のみ上記★のどちらか１点を提出。また、取得に時間がかかる場合は後日提出可 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 28	同一勤務先での契約変更による収入減少	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している	●健康保険被扶養者認定申請書 **●被保険者の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの **●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※3 か月以内に交付されたもの ●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔変更後〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 **【雇用契約変更前は雇用保険に加入していた場合】** **★離職票１、２（本書）　★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）** **★雇用保険受給資格者証（本書）★失業者退職手当受給資格者証（本書）** ※雇用契約変更により雇用保険の資格が喪失した場合のみ上記★のどちらか 1 点を提出。また、取得に時間がかかる場合は後日提出可 **●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績６か月分** ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 29	雇用保険受給終了	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がある	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●雇用保険受給資格者証（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕** ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証の（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 **●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕** ※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）
配偶者 30	雇用保険受給終了	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がない	●健康保険被扶養者認定申請書 **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※住民票で被保険者からみた申請対象者（扶養に入れる方）の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●雇用保険受給資格者証（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕** ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 31	雇用保険受給終了	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がある	●健康保険被扶養者認定申請書 **●被保険者の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの **●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※3 か月以内に交付されたもの **●雇用保険受給資格者証（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕** ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証の（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 **●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕** ※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 **●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績６か月分** ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 **●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）** **●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類** ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）

添付書類フローへ戻る

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者 32	雇用保険受給終了	・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がない	●健康保険被扶養者認定申請書 **●被保険者の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの **●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）** ※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要） ※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。 **●戸籍謄本（本書）** ※3 か月以内に交付されたもの **●雇用保険受給資格者証（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕** ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証の（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 **●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）直近実績６か月分** ※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可） ※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出

添付書類フローへ戻る